

芦屋市地域クラブ活動基本方針【案】

令和７年７月

芦屋市・芦屋市教育委員会

目次

はじめに

1. 地域クラブ活動について

- 1-1 部活動地域展開の考え方
- 1-2 地域クラブ活動の特徴
- 1-3 地域クラブ活動の活動内容
- 1-4 地域クラブ活動の活動主体
- 1-5 スケジュール

2. 地域クラブについて

- 2-1 地域クラブの目指す姿
- 2-2 地域クラブの登録
- 2-3 会則及び活動方針の策定
- 2-4 活動計画の作成
- 2-5 指導の充実に向けて
- 2-6 活動報告等
- 2-7 適正なスタッフ等の配置
- 2-8 教員の兼職兼業
- 2-9 事故の防止及び健康管理
- 2-10 休養日及び活動時間
- 2-11 体罰・暴言・ハラスメントの根絶
- 2-12 指導者研修
- 2-13 地域クラブに参加するための移動方法等
- 2-14 中学校施設の利用
- 2-15 大会・コンクール等への参加
- 2-16 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
- 2-17 保険の加入
- 2-18 個人情報の取扱い
- 2-19 登録の取消

3. 芦屋市・芦屋市教育委員会の関わり

- 3-1 芦屋市・芦屋市教育委員会の関わり
- 3-2 中学校の関わり

4. その他

はじめに

中学校の部活動は、中学生がスポーツや文化芸術に触れる場として、各学校が設置し、運営してきました。生徒たちは、これらの活動に自主的、積極的に参加していく中で、責任感や連帯感を身につけ、豊かな人間関係を築くとともに、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しむ態度を身につけるなど、中学校の部活は「生きる力」を育む活動として、重要な役割を担ってきました。

しかしながら、近年、中学校の部活動の現状は、生徒のニーズの多様化や少子化に伴う教員数の減少、専門的な指導力を持つ顧問の不足など、多くの課題が顕在化しています。また、教員の働き方改革も進めていく必要があり、学校の部活動は従来どおりの指導形態で維持・継続していくことが非常に難しくなっています。

国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、今後の部活動の方向性の大枠を示しました。また、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体においては、それぞれが実施主体となり、学校部活動に代わる、生徒たちの多様なニーズに応えた活動が行われるようになってきています。

今後、芦屋市・芦屋市教育委員会では、これまで中学校の部活動が果たしてきた役割も踏まえ、多様で持続可能な活動、将来にわたって生徒たちが主体的に選択できる場を提供することを目的として、令和8年度中をもって学校部活動を終了し、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体などが運営主体となる地域クラブ活動へと展開していくことを目指します。

この度、地域展開を進めるにあたり、本市における地域クラブ活動に関する基本方針を策定しました。本方針は芦屋市で行われる地域クラブ活動の運営や指導の望ましいあり方について芦屋市の考え方を示しており、中学生が充実した生活を送れるよう、新たな形として地域クラブでの活動の基本を示すものです。

今後、各地域クラブにおいて、本方針をご活用いただき、地域クラブ活動の充実・発展の実現に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。